

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 55 回残留農薬部会

日時：(本会合) 2024 年 6 月 3 日 (月) ～ 6 日 (木)、8 日 (土)
場所：成都 (中国)

議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2023 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で生じた特定の懸案に対する 2023 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
7	長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定 (ステップ 4)
8	健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
9	各国の農薬登録の情報
10	JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定
11	CCPR と JMPR の手続強化
12	CCPR と食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) における作業の調整 農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPR と CCRVDF の合同作業部会 - 作業の状況
13	トマトやピーマンの CXLs 設定を受けたなすにおける CXLs 設定の検討

14	その他の事項
15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 55 回残留農薬部会 (CCPR) 報告書

日時：2024年6月3日（月）～6日（木）、8日（土）
場所：成都（中国）

出席者：農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長	楠川 雅史
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬国際審査官	寺脇 万貴
消費者庁消費者安全課国際食品室室長補佐	佐々木佳名子
消費者庁消費者安全課国際食品室主査	高橋 健
消費者庁食品衛生基準審査課課長補佐	山内由紀枝
消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬審査官	杉浦 健之
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第一室長	渡邊 敬浩

議題 1 議題の採択

インドが、仮議題 7 に関して、会期内作業部会を開催することを提案し、承認された。
また、欧州連合 (EU) が、昨年に改訂作業が終了した「食品及び飼料のコーデックス分類」(CXA 4-1989) 及び「農薬のMRLの外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス」(CXG 84-2012) *の公表状況のほか、改定後コードによるデータベースに登録済みの既存のコーデックスMRL (CXL) への影響について議論することを提案し、仮議題14として議論することとされた。

以上を踏まえて仮議題が採択された。

*CXA 4-1989は2006年来複数のパートに分割して修正・議論されてきたが、2023年に開催された第46回コーデックス総会 (CAC) において、全ての分割部分が採択された。

議題 2 報告者の選任

今次会合の報告者に、YAU Ho-pan Michael氏 (中国)、Sarah McGrath氏 (米国) 及び Julian Cudmore氏 (英国) が選任された。

議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

2023年に開催されたCACにおける決定事項等について紹介があった。

新たな食料源と生産システムに関する新規作業の提案が募られていること、コーデックスの次期戦略計画 (2026～2031) の議論が続いており、インプットが求められていることなどが強調された。CCPRと食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) との合同での検討については、農薬と動物用医薬品の両方の用途がある化合物に関する議題である議題 8 で扱うこととされた。

その他、第54回会合 (2023年) において、エチレンオキシド及び2-クロロエタノールの管理について議論され、CCPRは、エチレンオキシドが一部の国では燻蒸剤等として使用されていることを確認したうえで、農薬の使用以外に生じたエチレンオキシドを汚染物質として管理するための食品汚染物質部会 (CCCF) による最大基準値 (ML) の迅速な設定につながるとし、食品添加物、汚染物質及び動物用医薬品残留物のリスク評価機関であるFAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA) が先導的に評価し、JMPRがそれを支援することに合意した。

今次会合では、2024年に開催されたCCCF第17回会合において、エチレンオキシドを評価の優先リストに含めることが合意され、JECFAが利用可能なデータ等について考慮し、い

つ評価が行えるかについて検討すること等が報告された。

議題 4 (a) FAO/WHOからの関心事項

2023年におけるFAO/WHO合同農薬管理合同会議 (JMPP) やFAO/WHO合同農薬規格専門家会合 (JMPS) の活動報告のほか、FAOから農薬管理やリスク評価に係る能力向上に関する取組やHHPs (highly hazardous pesticides) のリスク削減に関する取組、WHOから飲料水中における残留農薬に関する取組、ダイオキシンやダイオキシン様化合物に係る取組、食品の汚染を原因とする疾病による損失推計に関する取組について報告された。

ウガンダより、バンコク (タイ) でアジア諸国向けに開催された残留農薬リスク評価及びMRL設定に関するワークショップと同様のワークショップのアフリカ地域での開催が要請され、FAOより可能性を検討する旨の返答があった。

議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項

FAOと国際原子力機関 (IAEA) の共同プログラムであるFAO/IAEA合同食品・農業核技術センターの活動のうち、CCPRの作業に関連するものとして、放射性同位体を用いた動物用医薬品の動物中における減衰に関する共同研究 (農薬としても使用されるジフルベンズロンで実施) や途上国における農薬の残留物分析に関する能力開発について報告された。

ウガンダ及びケニアより、同センターによる能力開発に対して謝意が示された。

議題 5 (a) 2023年JMPPにおける一般的検討事項の報告

2023年に開催されたJMPPの報告書のうち、一般的検討事項についてJMPP事務局より紹介された。

長期ばく露量の推定値としてJECFAにおいて動物用医薬品残留物の長期ばく露量の推計に使用されているGECDE (the global estimate of chronic dietary exposure) の方法論を農薬残留物へも適用することについて、概ね支持された。一方、各国からは、推定値の信頼性、貿易への影響等に関する意見が提出され、引き続き調整する必要があるとされた。また、現在のMRL導出時に推定されているIEDI (the international estimated of dietary intake) からGECDEへの方法論の移行については、オーストラリアから2025年に開催される第56回会合において正式に話し合う機会を設けるべきだとの意見があり、JMPP事務局は、移行すること自体は決定しているが時期は未定であると説明した。

以上を踏まえ、JMPPに対し、これらの各国の懸念を考慮した更なる検討の結果を第56回会合 (2025年) で報告するよう求めるとともに、各国に対し、GECDE算出に使用される食品消費量データベース (CIFOC0ss) へのデータの提供を呼びかけることとされた。

議題 5 (b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2023年JMPPの回答

2023年に開催されたJMPPの報告書で取り扱われたIndoxacarb(216)、Mefentrifluconazole(320)、Metalaxyl(138)、Phosmet(103)について、議題6で議論された。

議題 6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ7) 及び原案 (ステップ4)

過去の部会でステップを留められたMRL原案、並びに2023年JMPPにより新たに勧告されたMRL原案 (CX/PR 24/55/5) 等について、ステップ4で検討された。

今次会合においてMRL原案が検討された農薬は以下のとおりである。なお、今次会合においては、ステップ7 (MRL案) として保留されていた農薬に関する議論はなかった。

農薬名	ステップ 5/8 ※1	CXL-D ※2	ステップ 7and4 ※3	MRL-W ※4
Carbaryl (8)		○		
Dimethoate (27) /Omethoate (55)			○	
Methyl Bromide (52)			○	
Piperonyl butoxide (62)				
Pyrethrins (63)				
Carbendazim (72)				
Thiophanate-Methyl (77)	○			
Dinocap (87)	○	○		
Carbofuran (96)		○		
Phosmet (103)	○	○		
Iprodione (111)	○	○	○	○
Guazatine (114)			○	
Cypermethrins (118)	○	○		
Permethrin (120)				
Diflubenzuron (130)	○			
Deltamethrin (135)	○			
Metalaxyl (138)			○	
Prochloraz (142)				
Carbosulfan (145)		○	○	
Propiconazole (160)	○	○	○	
Bifenthrin (178)				○
Fipronil (202)			○	
Indoxacarb (216)				
Boscalid (221)	○			
Difenoconazole (224)	○	○		
Clothianidin (238)	○	○		
Fluopyram (243)	○	○		
Thiamethoxam (245)	○	○		
Acetamiprid (246)	○			
Emamectin Benzoate (247)				
Flutriafol (248)			○	
Dinotefuran (255)	○	○		
Cyantraniliprole (263)	○	○	○	
Imazapyr (267)	○	○		
Cyflumetofen (273)	○			
Oxathiapiprolin (291)	○			
Fluazinam (306)				
Triflumuron (317)				
Mefentrifluconazole (320)	○			○
Tetraniliprole (324)	○			○
Broflanilide (326)	○	○		
Isoflucypram (330)	○			

農薬名	ステップ 5/8 ※1	CXL-D ※2	ステップ 7and4 ※3	MRL-W ※4
1, 4-Dimethylnaphthalene (331)	○			
Florylpicoxamid (332)	○			
Isocycloseram (334)	○			
Isotianil (335)	○			
Mepiquat Chloride (336)	○			
Tricyclazole (337)	○			

※1：MRL 原案をステップ 6 と 7 を割愛して CAC の採択に諮ることとされた農薬

※2：コーデックス MRL (CXL) の廃止が提案された農薬

※3：MRL 案/原案がステップ 7 または 4 に維持された農薬

※4：MRL 案/原案が取り下げられた農薬

いくつかの農薬について、JMPR における評価の状況の説明があった。また、提案されたほとんどの MRL 原案について、ステップ 5/8 で第 47 回 CAC (2024 年) の採択に諮ることが合意された。

特段の議論があった MRL 原案及び既存の CXL は以下のとおり。

Piperonyl butoxide (62)

JMPR 事務局は、Piperonyl butoxide について、作物残留試験の例数が不足しデータが限られているため、MRL を勧告することができないと説明した。

CCPR は、2023 年に JMPR が実施した評価は、定期的再評価の一部ではなく、追加の使用方法に関連するものであることから、第 56 回会合 (2025 年) で議論するため、優先度リストの表 2B から表 2A に移動したうえで、全ての CXL を維持することに合意した。

Pyrethrins (63)

JMPR 事務局は、Pyrethrins について、使用方法 (GAP) に合致した作物残留試験が行われておらずデータが限られているため、MRL を勧告することができないと説明した。

CCPR は、作物残留試験等データ等の MRL の導出に必要なデータの提供者 (以下「データスポンサー」という。) に対し、定期的再評価に必要なデータを収集する機会を提供するため、優先度リストの表 2B から表 2A に移動したうえで、全ての CXL を 1 年間維持することに合意した。

Carbendazim (72)

JMPR 事務局は、Carbendazim について、毒性評価のための十分なデータが提出されなかったため、健康影響にも基づく指標値である許容一日摂取量 (ADI) 並びに急性参照用量 (ARfD) がともに取り消されたことを説明した。

インドは、多くの国で広く使用されている農薬であり、CXL の廃止による貿易への影響があると指摘し、イラン、シンガポール、ウガンダ、及びデータスポンサー代表から支持が示された。一方、EU 及びスイスは、25 年以上前に実施された毒性評価に基づいていることから、CXL を即時廃止するべきとした。

これらの説明や見解に対し、データスポンサー代表から、データ提供へのコミットメントが示されたため、CCPR は、定期的再評価に係る優先度リストに含めて 2025 年に開催される JMPR において優先評価することとし、全ての CXL を維持することに合意した。

Thiophanate-Methyl (77)

JMPR 事務局は、Thiophanate-Methyl について、残留物の定義にはその代謝物として Carbendazim が含まれることを明確にするとともに、少量しか存在しない場合には毒性への懸念がないと説明した。

これに対し、EU 及びスイスは、自国域において設定している残留物の定義と異なることを理由に、アーモンドを対象に提案された MRL 原案を先に進めることを留保した。我が国からは、国内の再評価に向けて準備しており、改めて作物残留試験データが準備できれば手続に従い、JMPR 評価に係る優先度リストへの掲載について相談することを発言した。

CCPR は、勧告された MRL 原案をステップ 5/8 で CAC の採択に諮ることに合意した。

Iprodione(111)

EU 及びスイスは、複数の代謝物の遺伝毒性が十分に検討されていないことを理由として、アーモンド、さや付き豆等の MRL 原案を CAC による採択に諮ることを留保した。また、EU 及びスイスは、急性の食事性ばく露への懸念のため、ブラックベリーとラズベリーについても同様に留保した。

EU、シンガポール及びタイは、JMPR によって確認された消費者への急性の健康リスクを理由として、ブロッコリーの MRL 原案を先に進めることに反対した。

CCPR は、ブロッコリーの MRL 原案を取り下げること、potato culls（食用以外に選別されたばれいしょ）については、ばれいしょとは別の MRL 原案が勧告されていることから、データスポンサーに追加情報の提出要請をするとともに、JMPR で評価されるまでの間、ステップ 4 で維持すること、その他の MRL 原案については、ステップ 5/8 で CAC の採択に諮るほか、関連する CXL を廃止することに合意した。

Permethrin(120)

JMPR 事務局は、Permethrin について、主要データの提出が遅れ不十分でもあったため、リスク評価のための残留物の定義を決定することができず、よって MRL が勧告できずさらに、長期及び短期のばく露評価で使用する値も推定されなかったと説明した。

これらの説明に対し、データスポンサー代表から、JMPR による評価に必要な追加データの提出へのコミットメントが示されたため、CCPR は、JMPR で評価されるまでの間、全ての CXL を維持することに合意した。

Metalaxyl(138)

CCPR は、Metalaxyl について、第 54 回会合（2023 年）で行われた JMPR 事務局の説明を踏まえて、懸念事項への回答を要求する様式であるコンサーンフォームが撤回されたことを確認した。

Prochloraz(142)

CCPR は、Prochloraz について、2023 年の JMPR では評価が完了しておらず、2024 年の JMPR で評価が継続されるため、現時点で評価すべき勧告がないことを確認した。

Carbosulfan(145)

JMPR 事務局は、Carbosulfan について、ARfD 超過が確認されたマンゴーとなすを除く、全ての CXL の廃止が勧告されることを説明した。

シンガポール及び EU は、ARfD 超過を理由として、なすとマンゴーの MRL 原案を先に進めることに反対した。

CCPR は、データスポンサーから、代謝物に関する毒性データを 2026 年に開催予定の

JMPR までに提出することへのコミットメントが示されたことから、追加データが JMPR で評価されるまでの間、ステップ 4 でなすとマンゴーの MRL 原案を維持し、他の全ての CXL を廃止することに合意した。

Propiconazole(160)

シンガポールから、rice、polished (精米) の MRL 原案として 10 mg/kg とすることが勧告されているが、2023 年に開催された JMPR の報告書によれば、この値は parboiled polished rice (水への浸潤後蒸して乾燥させた米) のデータに基づき勧告されたものであり、精米を対象とした MRL 原案として適切ではないと指摘された。我が国からもその指摘を支持するとともに、加熱加工品である parboiled polished rice は精米の一種ではなく、別の食品として扱われるべきことを説明した。parboiled polished rice がコーデックス食品・飼料分類の「精米」の定義に含まれないことはその場で確認され、JMPR による MRL の勧告を見直すことになった。

CCPR は、parboiled polished rice について、ステップ 4 で MRL 原案を維持し、その他の MRL 原案については、ステップ 5/8 で CAC の採択に諮るとともに、関連する CXL を廃止することに合意した。

Fipronil(202)

CCPR は、JMPR で評価されるまでの間、「コーデックス手続きマニュアル」に規定された 4-year rule (CXL を 4 年間に限って維持し、その間にデータが提出されれば JMPR での評価を行い、提出されない場合には CXL を廃止する) に基づき、既存の CXL と MRL 原案をステップ 4 で維持することに合意した。

Indoxacarb(216)

JMPR 事務局は、Indoxacarb について、EU のばく露評価と代謝物の毒性に関する懸念について、2023 年に行った評価では、ARfD を超えるばく露量はわずかであり、定期的再評価の優先順位を変更する具体的な理由はないと説明した。

CCPR は、データスポンサーに JMPR が評価するためのデータの提出を要請するとともに、議題 10 において、優先度リストを表 2A に移すこととし、2026 年の JMPR において評価することを、第 56 回会合 (2025 年) において議論することに合意した。

Clothianidin(238)

EU 及びスイスは、クミンシード、クコの実等に対する新規 MRL 原案の勧告について、当該農薬が世界的な花粉媒介者の減少に関係しているとの理由から、先に進めることを留保した。

これに対し、我が国から、花粉媒介者へ潜在的に影響がある化学物質は多くあるが、その使用方法が重要であり、例えば、開花期を避けて使用すれば、花粉媒介者への影響はない。そのため、MRL は花粉媒介者保護といった環境問題に対する適切なツールでない旨を発言した。CCPR は、勧告された新規 MRL 原案を、ステップ 5/8 で CAC の採択に諮ることに合意した。

Emamectin Benzoate(247)

EU は、Emamectin Benzoate について、代謝物の一部は親化合物よりも毒性が高い可能性があり、JMPR は次回の評価で考慮する必要があるかもしれないと言及した。

JMPR 事務局は、一部のデータはヒトの健康への影響を評価する上で適切な代用とはならない動物を用いた実験によって収集されたものであり、JMPR による勧告は適切であると説

明した。

Flutriafol(248)

Flutriafolについて、データスポンサー代表は、2026年の JMPR による評価に係る優先度リストに含まれており、こめ製品が提供データに含まれるであろうとした。

CCPRは、こめに関するデータを提出する意向が示されたため、JMPRで評価されるまでの間、MRL原案をステップ4に維持することに合意した。

Cyantraniliprole(263)

EU及びスイスは、勧告されたMRLの値の計算に矛盾があることを理由に、乾燥豆(サブグループ)、乾燥えんどう豆(サブグループ)、ぶどう、オリーブ、及び油生産用オリーブのMRL原案を先に進めることを留保した。

JMPR事務局は、オリーブと油生産用オリーブに関して、入手可能なデータに基づいてMRL設定したことを説明した。データスポンサー代表は、EUが設定している3 mg/kgのMRLを支持し、JMPRによる計算の見直しを要請した。これに対してJMPR事務局は評価を見直すことに同意し、MRL勧告を修正すべき場合には、第56回会合(2025年)において通知するとした。

CCPRは、食用オリーブ及び油生産用オリーブのMRL原案を、JMPRで評価されるまでの間、ステップ4に維持するとともに、残りのMRL原案についてはステップ5/8でCACの採択に諮るほか、関連する既存のCXLを廃止することに合意した。

Fluazinam(306)

JMPR事務局は、Fluazinamについて、代謝物及び不純物に関するデータの提出が遅れたため、2023年のJMPRで評価が完了できず、2024年のJMPRで評価が継続されることを説明した。

CCPRは、EUがデータスポンサーに対して完全で質の高いデータ一式の提供を要請することを確認した。また、Fluazinamには、コーデックス委員会が設定する農薬の番号として306と333が同時に与えられていたが、一貫性を保つために306を維持し、333は新たな農薬に付することを確認した。

議題7 長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定(ステップ4)

第51回会合(2019年)において、認証標準物質(CRM)が残留農薬の分析の際に適切性を判断する様々な目的で使用されている一方、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されており、期限が切れたCRMは使用することができず、新たにCRMを入手するのは困難である(コストが高く、途上国では入手が困難。また、場合によっては入手自体ができない)こと、適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎてもCRMの純度等に大きな変化がないことから、アルゼンチンとインドが期限切れのCRMの使用に関する討議文書を作成し、長期保存された標準物質(CRMを含む。)の有効活用に資する新規作業が提案された。数次の会合における議論を経て、第54回会合(2023年)において、認証標準物質ではない標準物質を対象とする等の修正を経て、新規作業として合意された。

今次会合では、2回の会期内作業部会が開催され、第54回会合(2023年)において設置された電子的作業部会(EWG、議長国:インド、共同議長国:アルゼンチン、シンガポール)で検討された長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン案(標準物質や標準溶液を長期間保存して使用しようとする場合における保管方法その他の要件、純度や安定性を確認する手順について規定)が修正された。なお、本ガ

イドラインにおいて標準物質の混合溶液についても取り扱うことが提案されたが、新規作業提案された所掌範囲に含まれていなかったこと、追加・修正すべき規定が広範にわたることから、まずは本来想定された範囲で内容を固めることとされた。

本ガイドラインの修正案についてステップ5にてCACの予備採択に諮ること、また本ガイドライン案の範囲を標準物質の混合溶液も含むよう拡張することをCACに報告することに合意した上で、EWG（議長国：インド、共同議長国：カナダ、イラン、シンガポール）を再設置し、拡張した範囲の規定の追加も含め、第56回会合（2025年）に向けてさらに検討を進めることとなった。

なお、我が国の意見については、提出した議場配布文書(CRD16)に基づき、関連するコーデックスガイドライン「食品の輸出入検査に關与する試験所の能力評価に關するガイドライン」（CXG 27-1997）との整合性を図るため、試験所の認定取得に關する記述がISO/IEC 17025認定を明示的に要求しない内容に改められたほか、一部の用語の定義について、既存のコーデックスガイドライン「食品及び飼料中の農薬残留物の定量分析法を対象とした性能規準に關するガイドライン」（CXG 90-2017）から転記することが認められた。

議題8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

第51回会合（2019年）以降、MRLの定期的再評価時に必要とされるデータを作成したり提出したりする者がいない場合（データサポートがされない場合）についての議論を行ってきたが、第54回会合（2023年）において、これまでの検討結果を踏まえ、健康への懸念が特定されていない農薬については、引き続きfour-year ruleに沿って取扱うこととされた。また、会合毎にEWGを設置してデータサポートがされていない化合物の管理を行うこと（CCPR内部手続として整理）となった。

今次会合においては、JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストにおいてデータサポートがされないことが特定された6農薬（amitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)、dinocap(87)及びmethamidophos(100)）について、以下内容に係るEWG（議長国：チリ、共同議長国：ケニア、インド）での検討結果について議論が行われた。

- amitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)について、全てのCXLを廃止すること
- dinocap(87)のCXLを廃止した場合のmeptyldinocap(244)CXLへの影響
- methamidophos(100)のCXLを廃止（玄米、稲わらのCXLは維持）した場合のacephate(95)CXLへの影響

オーストラリアや米国から、methamidophosについて、毒性が高いことから世界的に使用を中止する必要があるが、acephateの代謝物でもあることから、CXL廃止に対する懸念が示された（我が国からも、同様の意見として、CXLデータベースやJMPR評価書において、methamidophosのCXLがacephateの作物残留試験での代謝物としてのmethamidophosの残留データに基づき設定されていることが作業文書に挙げられた玄米及び稲わら以外でも確認できることから、CXL廃止は慎重にすべき旨発言した）。その他、dinocapについては共通代謝物meptyldinocapがあることを確認した。

今次会合に先立つ非公式オンライン会合での米国の発言を踏まえ、昨年合意した「内部手続」に基づけば、CXLを維持するためのデータ提出へのコミットメントがなかった農薬についても、CCPRは再度確認すべきであり、これら農薬のCXL廃止については第56回会合（2025年）まで結論を保留する方向となっていたが、各国の関心はあるもののデータが提出されず、無意味に結論が伸ばされることへの懸念が示された。

データの提出がない場合の対応も含め、議論した結果、これら6農薬については、新たに設置するEWG（議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、インド、ケニア）の下で、「内部手続」により引き続きデータサポートの有無を確認するほか、代謝物が共通であるacephate及びmeptyldinocapへの影響についても考察すること、また、このプロセスを経ても、再評価に必要な十分なデータが提出されない場合には、第56回会合（2025年）においてCXL廃止を決定することが合意された。

議題9 各国の農薬登録の情報

農薬登録情報データベースの開発について、第53回会合（2022年）で報告されていた。定期的再評価の基本的な単位である15年以内に毒性評価が行われていない数十種類の農薬について、ドイツ主導のEWG（議長国：ドイツ、共同議長国：オーストラリア）が昨年度各国に対して行った調査の取りまとめ結果が報告されたほか、農薬登録情報データベースに必要なデータの収集や分析の促進に資する改善策や、健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理に関連し、再評価を計画する上で十分な情報が得られたか等について、意見交換が行われた。

健康への懸念が示されていないが、定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない農薬に対する検討作業の補完を視野に、農薬登録情報データベース開発が進められているところ、EWGの議長国を務めたドイツからは、データベースに登録されている化合物の状況が報告され、回答した国数が少ない等の問題はあるものの、各グループ（JMPRにおける（再）評価を受けた時期により分類）において、各国において登録のある農薬が特定された旨報告があり、成果物は定期的再評価時にデータ提出等のサポートのない農薬に関するEWGでの作業に提供したいとの発言があった。一方、優先度リストEWGの議長国であるオーストラリアからは、15年以上前に評価され次の再評価時期が未定の農薬が掲載されている優先度リストの表2Bに新たに追加される農薬を対象として、作業を継続することが提案された（年10農薬程度の作業を想定）。

議論を経て、再評価をスケジュールする（表2Aに移す）際には、データサポートの確認が必要であり、そのためには各国での登録状況が重要な情報源となることから、本EWGで行っていた作業については、サポートがされていない化合物の管理におけるEWG（議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、インド、ケニア）が引き継ぐこととされた。

議題10 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

EWG（議長国：オーストラリア）が作成した、2023年以降にJMPRが毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先度リストについて議論された。

オーストラリアから、慣行に合わせ、新規農薬は6農薬、新規用途は20農薬（補欠として3農薬）を予定しているほか、再評価については例年より多い10農薬をリストしているが、このうち7農薬はfour-year ruleに基づくものであるため、実際にデータが提出され再評価を受けるのは6農薬と見込んでいる旨の説明があった。また、この20農薬の中には、議題13においてトマト類又はピーマン・とうがらし類からなすへのMRLの外挿が提案された農薬が5つ（pyriproxyfen、fludioxonil、flubendiamide、metaflumizone、pyraclostrobin）が含まれていたところ、これらの農薬にはなすも追加（外挿によるCXL設定）することとなった。

さらに、オブザーバーであるGlobal Pulse Confederation (GPC)からは、spinetoramについても同様に、新規用途の追加に併せてなすへの外挿によるCXL設定を評価に加えることが提案された。spinetoramは、2026年のJMPRで新規用途の追加が評価される予定であ

ったが、折衷案として2025年のJMPRにおける新規用途の補欠4番目の農薬として追加することが提案された（2025年のJMPRにおける評価を保証するものではなく、概ね公平な措置として我が国も支持した）。EUからは、公平性への懸念がないとは言えないとの見解が示された一方で、当該農薬並びになすを重要と考えるガーナ等アフリカ諸国が、これを強く支持したため、spinetoramを補欠に加えることで合意した。

また、ipflufenquinの製造事業者からは、評価対象作物を仁果類ではなくりんご及びなしとした上で、茶を追加する旨、タイからは、indoxacarbにタイ産なすを、spinetoramにカイランを追加する旨発言があった。インドからは、カルダモン、クミンなどのスパイスを対象に複数の農薬残留物のモニタリングデータを準備しており、優先度リストに加えない旨の申し出があり、データが揃い次第、2026年以降のJMPRによる評価のための追加を検討することとされた。

議題11 CCPRとJMPRの手續強化

近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農薬に対してCXLが設定されるのに時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりバーチャルミーティングとなった時期があったこと等によりJMPRによる評価結果が少なくなっている。今後、現在のシステムではJMPRが必要な評価を進められないことを踏まえたデータスポンサー代表からの提案に基づき、第53回会合（2022年）で議論が行われ、短期的、長期的な観点からのロードマップを検討するEWG（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ、フランス、ドイツ、ウガンダ）が設置された。第54回会合（2023年）において、当該EWG報告書についてJMPRの意見を求めた上で改めて今次会合に提示することが決定されていたものである。

今次会合に提示された文書においては、対策が①農薬製造事業者が提出する評価に必要なデータ等をまとめたドシエの様式の標準化や電子化、追加のJMPR会合開催といった現行のプロセスの中での改善に当たるもの（短期的アプローチ）と②ガバナンスや構造の変革を伴う大幅な改革（長期的アプローチ）に大別され記載されている。

米国からは、これら提案に概ね支持があったことが紹介されたほか、新規用途の追加に特化したJMPRの追加会合を実施するため、米国が財政的支援を検討していることが表明された。一方、データスポンサーにより提出されたデータの品質が十分でなく当該年に評価を実施できないことがあるなどJMPRのリソースが十分に活用されていないことが問題との指摘も多く、その対応策として、要求された水準を満たさないデータは拒否できる仕組みの導入、提出されるデータの標準化、電子化など品質改善に向けた取組も短期的アプローチの中で重要とされた。また、長期的アプローチは、CCPR及びJMPRの作業プロセスなどに話が及ぶので、JMPRを管理するFAO及びWHO、CACといった上位レベルでの議論が必要であり、具体的な解決策については外部コンサルティングの活用を提案する意見があった。

各国の意見を踏まえ、短期的アプローチに絞ったEWG（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ、ウガンダ）を新たに立ち上げ、第56回会合（2025年）に向け、①JMPRの追加会合の開催に向けた調整（各国や関係者の支持の確認、評価対象の検討等）、②開催に必要な財政支援が得られない場合は、それに代わる手法の検討、③JMPRのリソースを有効活用するための具体的な試行策の募集を進めることとされた。

議題12 CCPRとCCRVDFにおける作業の調整：農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同作業部会- 作業の状況

第44回CAC（2021年）において、CCPRとCCRVDFによる合同EWGが設置され、農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する調和のとれたMRL設定に関連する手續及び技術的課題についての検討がされてきた。第54回会合（2023年）において、改めて合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル及びNZ）を再設置し、両方の用途で使用される物質の特

定及びこれらに異なるMRLが設定・勧告されている場合の作業や、食品分類に不整合がある場合の作業を行っていくこととなった。

今次会合では、作業の状況に基づき、①EWGの参加メンバーに比べ、コメント又は情報の提出等により実際に貢献しているメンバーが著しく少なく、参加メンバーの実情を反映した意味のある成果物を得るのが困難な状況にあること、②EWGはCCPRとCCRVDfのそれぞれの会合に報告するため、特に複雑な問題に関しては、両会合の間を行き来するのみで、いつまでたっても結論が得られない可能性があることを踏まえこれまでのようにEWGのみではなく、オンライン会議システムを使用した対話形式によるバーチャル合同WGの8月開催が提案された。

この提案に対し、各国から特段反対する意見はなく、バーチャル会合の開催も含め、CCPRとCCRVDfの間の横断的な課題に関する合同EWGの作業をさらに進めること、また、CCPRの参加者に対しては、提案されたバーチャル会合に参加するほか、国内のCCRVDf担当者に連絡を取り、共通のポジションを持って積極的に本EWGの作業に参加するよう推奨することとされた。

議題13 トマトやピーマンのCXLs設定を受けたなすにおけるCXLs設定の検討

第54回会合（2023年）において、なすを含むサブグループ12Cに、代表作物としてサブグループ12Aのトマトやサブグループ12Bのチリペッパー（とうがらし）やスイートペッパー（ピーマン）を加えることに合意した。他方、GPCから、今回の代表作物の追加により、これまでにトマトやピーマンにCXLが設定された農薬について、サブグループ12Cに含まれるなすを対象に外挿によるCXL設定が可能かを検討すべきではないか（なすと農薬の使用方法(GAP)が同じとみなすことができるトマトやピーマンのデータを、作物残留試験データがないなすに外挿するアプローチは2018年のJMPRにおける合意事項）との意見があり、今次会合において、その手法に基づくCXL設定について議論が行われた。

GPCは、第54回会合（2023年）による合意事項に基づき自ら実施した既存データを活用したなすへのMRL外挿の正当性を説明するとともに、同様の手法により他の主要でない品目（マイナー作物）のMRL設定方法として有効であると主張した。さらに、19農薬で提案されたCXLは、トマト類又はピーマン・とうがらし類でのグループCXL設定に際してJMPRが評価に使用したデータセットに基づくこととなるほか、なすの摂取量はこれらのグループに比べ少なく、ばく露評価で問題になることも考えにくいことから、即時にCXLとしてCACの採択に諮ることを提案した。

これに対して各国からは、外挿によりマイナー作物に対してCXLを設定することの重要性は認めつつも、JMPRの評価を受けずにCXLを設定するのはこれが初例であり、手続的にも疑問があること、グループCXL設定の根拠とできる作物残留試験の要件や代謝物の評価法などには変遷があるため、機械的に同じCXLを設定できるとは限らず、改めてJMPRで評価を行うべき等の慎重な意見（実施内容はJMPRによる通常の評価とは言えずまた、CACにMRL案の採択を諮る手続としても異質）が述べられた。

今次会合では、このGPCによる提案と主張に基づく議論に多くの時間が割かれたが、結論として、JMPRにおいては19農薬の全てについてレビューを行う余裕はないことから、まずはGPCによって試行されたマイナー作物へのMRL外挿の方法論について、JMPRに評価を求めることとされ、19農薬のうち2025年のJMPRで新規用途の追加が評価される予定である6農薬については外挿によるなすへのCXL設定についても評価に含めること（議題10参照）とされた。

議題14 その他の事項

EUより、複数のパートに分割して議論・改訂された「食品及び飼料のコーデックス分類」

及び「農薬のMRLの外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス」の全体版を早期に公表するよう要請されるとともに、新たな分類のCXL設定作業への適用や既存のCXLへの新たな分類に基づくコードの割り当てについて説明が求められた。

コーデックス事務局から、「食品及び飼料のコーデックス分類」及び「農薬のMRLの外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス」の公表については、今年度中にウェブサイトに公開できる見込みであること、2023年のJMPRによるMRL勧告では、移行期間中であったため一部旧分類が使用されていた（改訂後に「筋肉」とされたものが脂肪を含む「肉」のままなど）が、今後は新たな分類が使用されることが説明された。

一方、新分類に基づくコードの既存のCXLへの割り当てについては、改訂作業を経て分類が変更になったもの（例えば、日本産かきについては、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）から仁果類へ、チャイブ又はあさつきについてはハーブ類から鱗茎類へ）があるところ、特に移行前又は移行後の当該食品を含むグループにCXLが設定されている場合、コードの振り直しにとどまらず、CXLの見直しを検討する必要がある場合もあると想定されること、データベースへの実装に向けてはコンサルタントの雇用が検討されているが、必要な専門知識を持つ者が限られているほか資金面の課題もあるため、第56回会合（2025年）で進捗が報告されることとなった。

議題15 次回会合の日程及び開催地

第56回会合（2025年）について、日程は、2025年5月後半（19日から24日）を予定（場所未定）していることが報告された。

議題16 報告書の採択

報告書について各国等からのコメントを適宜反映の上、採択された。

（以上）

残留農薬部会（CCPR）の今後の作業

責任部局	目的	事項	ステップ
<ul style="list-style-type: none"> 第87回CCEXEC 第47回CAC 	点検・採択	CCPRにより採択することが提案された農薬/作物ごとのMRL	5/8
<ul style="list-style-type: none"> 第87回CCEXEC 第47回CAC 	点検・廃止	CCPRにより廃止することが提案された農薬/作物ごとのCXL	---
<ul style="list-style-type: none"> 第87回CCEXEC 第47回CAC 	点検・取下げ	CCPRにより手続から取り下げられた農薬/作物ごとのMRL	4 7
<ul style="list-style-type: none"> 2024年JMPR 加盟国 第56回CCPR 	検討 アクション	JMPRからの更なる評価を待ちCCPRにより保留された農薬/作物ごとのMRL（以前に設定されたガイドラインレベルを含む。）	4 7
<ul style="list-style-type: none"> 第87回CCEXEC 第47回CAC 	点検・採択	ペッパー類のグループ/サブグループのCXLの過去の決定に基づく修正：オクラのMRL	---
<ul style="list-style-type: none"> 第87回CCEXEC 第47回CAC 	点検・採択	食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の過去の決定に基づく修正：クラスD（植物由来加工食品）の追加食品（ケチャップ）	---
<ul style="list-style-type: none"> 第87回CCEXEC 第47回CAC EWG（議長国：インド、共同議長国：カナダ、イラン及びシンガポール） 第56回CCPR 	点検・採択 議論 コメント 検討 アクション	<ul style="list-style-type: none"> 長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の安定性と純度のモニタリングに係るガイドライン策定 ガイドラインの範囲を混合溶液まで拡大 	5
<ul style="list-style-type: none"> EWG（議長国：チリ、共同議長国：豪州、エクアドル、インド及びベネチア） 第56回CCPR 	議論 検討 アクション	<ul style="list-style-type: none"> 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理 国別農薬登録データベースの管理 	---
<ul style="list-style-type: none"> ドイツ Codex事務局 加盟国 第56回CCPR 	コメント 検討 アクション	国別農薬登録データベースの理解と使用を促進するためのトレーニング資料や能力開発活動の必要性や形態を決定するための調査	---
<ul style="list-style-type: none"> 第87回CCEXEC 第47回CAC EWG（議長国：豪州） 	点検・承認 議論 コメント 検討 アクション	JMPRに評価を依頼する農薬の優先度リスト	---

<ul style="list-style-type: none"> EWG（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ及びウガンダ） 第56回CCPR 	<p>議論・検討 アクション</p>	<p>CCPRとJMPRの手續強化：機会、課題及び次の段階に関する勧告</p>	---
<ul style="list-style-type: none"> CCPR/CCRVDVDF合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル及びNZ） 加盟国 第56回CCPR 第27回CCRVDVDF 	<p>議論・検討 アクション</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農薬と動物用医薬品両方で使用される化合物を含めた共通の関心事項に関するCCPRとCCRVDVDFにおける作業の調整 CCPR参加者に対し、合同EWGバーチャル会合への参加と、CCRVDVDF担当者と連携しての合同EWG及びバーチャル会合における作業での方針の調整と積極的な参加を推奨 	---
<ul style="list-style-type: none"> JMPR事務局 2024年JMPR 第56回CCPR 	<p>議論・検討 アクション</p>	<ul style="list-style-type: none"> トマトやピーマンに既に設定されているMRLに基づきなすのMRLを設定する手順としてGPCが述べているものについて検討し、GPCが提案する手順の改善や外挿によりマイナー作物にMRLを設定する手順として将来的に組み込み得るかをJMPRが勧告 食事性暴露評価、GAPの記述、残留試験の代表性、懸念される残留物及び代謝物の定義、リスク評価に影響するその他関連側面について、GPCが行った作業をレビュー CX/PR 24/55/12に記載された方法が外挿に係る適切な根拠となるかどうか、ならない場合には、マイナー作物のMRL設定を強化するために、実用的かつ効率的で科学的根拠に基づいたアプローチとするために、評価方法にどのような修正ができるかを助言 	---
<ul style="list-style-type: none"> Codex事務局 JMPR事務局 加盟国 	<p>コメント 情報 アクション</p>	<p>食事調査データの食品消費量データベース（CIFOCoSS）への提供に関する回覧文書</p>	---
<ul style="list-style-type: none"> Codex事務局 	<p>アクション</p>	<p>CCPR及びCACにおける過去の決定との整合性のためのCXLsの編集上の修正</p>	---
<ul style="list-style-type: none"> JMPR事務局 2024年JMPR 	<p>情報 アクション</p>	<p>フルアジナムのID番号は306を保持し、333番は新規化合物に割り当て</p>	---

<ul style="list-style-type: none"> • Codex事務局 • JMPR事務局 • 第56回CCPR 	<p>検討 アクション</p>	<p>第40回CCPRにおける勧告事項である牛乳と乳脂肪のCXLsへの脚注を取り入れるため、CodexデータベースでCXLsを確認</p>	<p>---</p>
<ul style="list-style-type: none"> • Codex事務局 • 第56回CCPR 	<p>情報 アクション</p>	<p>以下に係る進展の報告：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂版及び農薬のMRLの外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス（CXG 84-2012）の公表 • CXLsが改訂された食品及び飼料の分類に整合したものとなるよう農薬のMRLに関するCodexデータベースを更新するためのプロジェクト 	<p>---</p>

第55回残留農薬部会（CCPR55）

2024/06/03～06/08
成都（中国）

Codex連絡協議会

2024/10/3



CCPR55の議題（1）

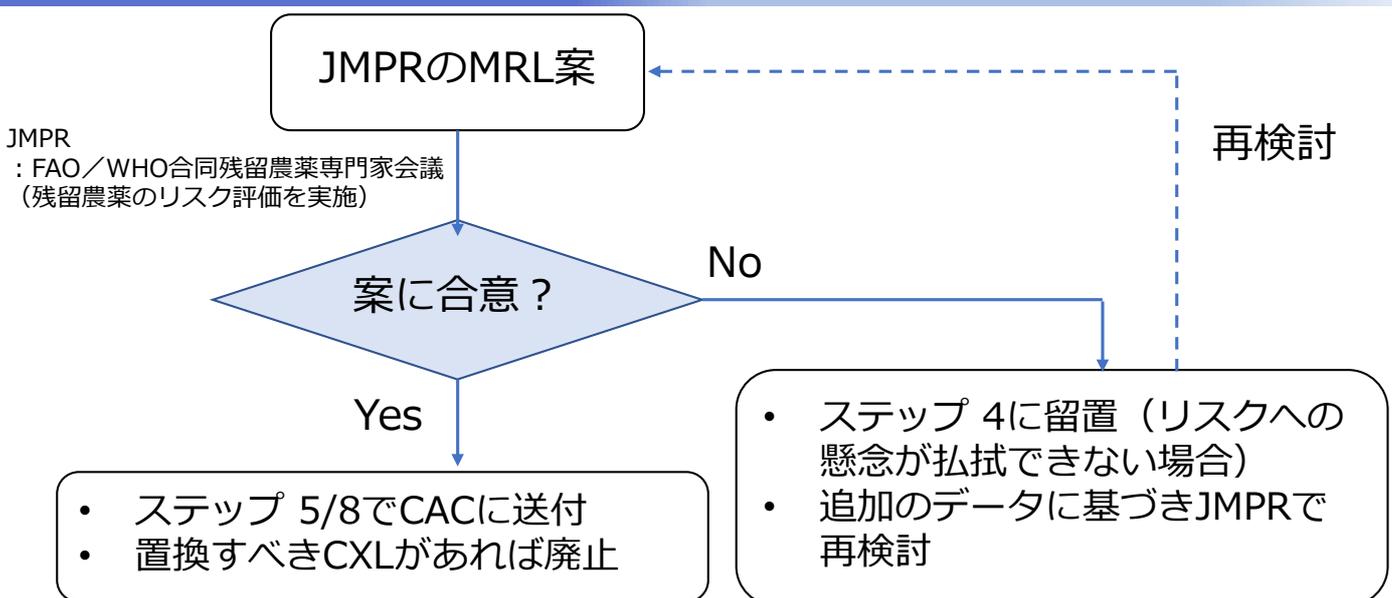
- 議題1 議題の採択
- 議題2 報告者の選任
- 議題3 コーデックス総会(CAC)及びその他の部会からの付託事項
- 議題4 (a) FAO/WHOからの関心事項
- 議題4 (b) その他国際機関からの関心事項
- 議題5 (a) 2023年JMPRにおける一般的検討事項の報告
- 議題5 (b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2023年JMPRの回答
- 議題6 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7）及び原案（ステップ4）
- 議題7 長期保存における農薬の標準物質・標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ4）
- 議題8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
- 議題9 各国の農薬登録の情報
- 議題10 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

CCPR55の議題（2）

- 議題11 CCPRとJMPRの手續強化
- 議題12 CCPRとCCRVDFにおける作業の調整
農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同作業部会 - 作業の状況
- 議題13 トマトやピーマンのCXLs*設定を受けたナスにおけるCXLs設定の検討
(*CXLs:CACにおいて最終採択されたMRL(コーデックスMRL))
- 議題14 その他の事項
- 議題15 次回会合の日程及び開催地
- 議題16 報告書の採択

2

議題6 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7） 及び原案（ステップ4）



- 49農薬についてMRL案等の検討を実施。
 - このうち、29農薬についてMRL案に合意、コーデックス総会(CAC)に送付
 - 1農薬 (carbofuran) に関する全CXLsの廃止に合意 等

議題7 長期保存における農薬の標準物質・標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定

- 残留農薬を分析する際に使用する認証標準物質(CRM)は、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されているが、
 - ①非常に高価で、途上国では入手が困難であること
 - ②適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎても純度等に大きな変化がないことから、期限を越えて保存された標準物質(RM)*の有効活用に資する新規作業提案。
*認証の議論は困難であるためCRMからRMに対象変更
- 電子的作業部会(EWG)で検討された長期保存された標準物質・標準溶液の純度の安定性のモニタリングに関するガイドライン案について議論。

ガイドライン案には、RMやRMから調製した標準溶液を長期間保存して使用する場合における保管方法、純度や安定性を確認する手順が明記



- 会期中2回にわたる作業部会においてガイドライン案を大幅に修正。
⇒ ステップ5でCACの予備採択を求めることに合意。
- 今後、EWGを再設置し、RMの混合溶液も対象とすべく規定を追加するほか検討を継続。

4

議題8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

- CXLsは、15年を目安に再評価するルール(定期的再評価)。
- 定期的再評価に必要なデータ提出等がない場合、「健康への懸念が特定されている農薬」については、新たにリスク評価が行われない限りCXLを廃止。
- 「健康への懸念が特定されていない農薬」の取扱いについては、以下のとおり決定 (CCPR54)。
 - ①現行のルール (four-year ルール※) に沿って取扱う、
※CXLを4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを廃止するという現行ルール
 - ②会合ごとにEWGを設置して管理 (CCPRの内部手続との位置づけ)、
 - ③データ提出支援のためコーデックス事務局をはじめ関係機関がどのような役割を果たすべきかコーデックスウェブサイトにおいて情報提供。

議題8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

- 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていないことが特定された以下農薬のCXL廃止について、EWGでの検討結果に基づき議論。

amitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)、dinocap(87)、methamidophos(100) (玄米、稲わらのCXLは維持)



- 新たに設置するEWGの下、引き続きデータサポートの有無を確認。
- acephate (methamidophosに代謝) や共通代謝物が存在するmeptyldinocapへの影響を考察。
- 本プロセスを経ても再評価に必要なデータが提出されない場合は、次回会合でCXLを廃止。

- bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)、dinocap(87) : 国内農薬登録なし。国内への影響は特段ないと推察。
- amitraz(122) : 国内農薬登録あり。データ所有者はCXL廃止受入れの意向。代替剤があり、国内登録が失効した際の影響は小さいと推察。
- methamidophos(100) : 国内農薬登録なし (国内農薬登録があるacephateの代謝物であり、methamidophosのCXL・国内基準値の中には、acephateに由来するものがあり、影響の有無を検討する必要。

6

議題10 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

- CXL策定に向けてJMPRでリスク評価を実施する農薬のリストの作成、メンテナンスを実施。
(評価年別の新規農薬の評価リスト、新規用途の評価リスト、再評価リスト等)
- CXLの設定を希望する場合には、本リストに掲載されることが必要。



- JMPRにおいて新規用途で評価を予定する農薬のうち、議題13においてMRLの外挿*が提案された5農薬について、評価作物としてなすを追加 (外挿によりCXL設定)。

*ある食品と農薬との組み合わせを対象に設定されているMRLを、農薬の残留の仕方や程度が類似すると考えられる他の食品に適用すること

- 関連し、2026年評価予定であった農薬について、新規用途の追加にあわせ、なすも用途として追加 (外挿によりCXL設定) し、2025年評価予定の補欠として追加。

【参考】 議題13
トマトやピーマンにCXLが設定された農薬について、ナス類へ外挿してCXLを設定できるか検討

議題11 CCPRとJMPRの手續強化

- 近年、JMPRによる評価のキャパシティの限界により、新規農薬に対するCXL設定が滞っており、さらに直近ではCOVID-19で対面による会合が制限されていたことも影響。
- 上記状況を改善するため、EWGで検討された現行プロセスの改善策（短期的アプローチ）や大規模な構造改革（長期的アプローチ）のためのロードマップについて議論。



- 短期的アプローチに絞ったEWGを設置。
〔データ所有者から提出されたデータについて、品質や要求の水準を満たさないものは拒否できる仕組みの導入、提出されるデータの標準化・電子化等〕
- 次回会合に向け、以下の内容について実施。
 - JMPRの追加会合開催に向けた調整
 - 財政支援が得られない場合の代替手段の検討
 - JMPRのリソースを有効活用するための具体策の検討

8

議題12 CCPRとCCRVDfにおける作業の調整 農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPRとCCRVDfの合同作業部会 - 作業の状況

- 単一で同一のMRL設定に関連する手續及び技術的課題について検討。
〔両方の用途で使用される物質の特定及びこれらに異なるMRLが設定・勧告されている場合の作業や、食品分類に不整合がある場合の作業を実施。〕



- ウェブフォーラムベースの検討時のコメントや情報提供が少なく、意味のある成果物を得るのが困難な状況を打破等することを目的に、以下の内容を確認。
 - 議論の効率化を目的に、対話型バーチャル合同作業部会の開催
 - 横断的な課題に関する合同作業部会の作業をさらに進行
 - 加盟国内においてCCRVDf担当者と連携し、積極的な参加を推奨

議題13 トマトやピーマンのCXLs設定を受けたナスにおけるCXLs設定の検討

- 食品及び飼料のコーデックス分類において、ナス類を含むサブグループ12Cに、代表作物としてトマトやチリペッパー（とうがらし）・スイートペッパー（ピーマン）を加えることが合意。

グループ12 果菜類（ウリ科野菜を除く）

- サブグループ12A トマト
- サブグループ12B ペッパー、ペッパー様作物
- サブグループ12C ナス、ナス様作物

- トマトやピーマンにCXLが設定済の農薬について、ナス類へ外挿*してCXLを設定できるか、その手法に基づく基準値設定について議論。
(マイナー作物へのCXL設定が目的)



*ある食品と農薬との組み合わせを対象に設定されているMRLを、農薬の残留の仕方や程度が類似すると考えられる他の食品に適用すること

- 提案者によって試行されたマイナー作物へのMRL外挿の方法論について、JMPRに対して評価依頼。
- 2025年JMPRにおいて新規用途の追加が評価される予定の農薬について、外挿によるナスへのCXL設定に係る評価を追加（議題10関連）。